

協 定 書

一般財団法人民事法務協会（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、登記情報提供業務に関する業務規程第7条第2項に基づき、乙がする登記情報提供契約約款（以下「約款」という。）第8条第12項に規定する行政機関等利用について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、約款第8条第12項の行政機関等利用者である乙が、約款第1条の2の照会番号を用いた行政機関等利用を行うときは、この協定書の定めるところにより、当該照会番号に係る登記情報を乙に提供するものとする。

（登録）

第2条 乙は、この協定に基づき行政機関等利用を行うときは、あらかじめ、「登記情報提供サービス電子申請確認用利用申込書」に必要事項を記載し、同申込書記載の書類を添付の上、甲に対しこれを提出して、その登録を受けるものとする。

2 甲は、前項の登録をしたときは、乙に対し、登録完了通知書により管理者識別番号（管理者ID）及びパスワードを交付するものとし、乙は、交付された管理者識別番号及びパスワードを利用して、複数の利用者（最大200人まで）を登録することができるものとする。この場合において、甲は、乙が登録した複数の利用者に対し、個別の利用者識別番号（利用者ID）及びパスワードを与えるものとする。

3 乙は、管理者識別番号又は利用者識別番号及びパスワードの使用及び管理について責任を負うものとする。甲は、乙の管理者識別番号又は利用者識別番号及びパスワードを他人が不正使用したことにより乙に生じた損害については、何ら責任を負わないものとする。

4 乙の利用者識別番号又は管理者識別番号及びパスワードを用いて行われた登記情報提供サービスの利用は、乙が行ったものとみなす。

5 パスワードについては、乙が、いつでも変更することができるものとする。

6 乙は、この協定に基づく権利を第三者に譲渡することはできない。

7 乙は、甲が登録した行政機関等の名称及びその事務所並びにその管理者の氏名について変更が生じたときには、直ちに、甲が定める様式に従い、その旨を甲に届け出るものとする。

8 甲は、前項の届出があったときは、速やかに、当該届出の内容に従い、登録の内容を変更するものとする。

9 甲は、この協定が解約その他の理由により終了したときは、速やかに、乙についての登録事項を抹消するものとする。

(登記情報の提供)

第3条 乙は、甲に対し、甲が約款第8条第10項に基づき約款第1条の利用者に対して交付した照会番号に係る登記情報を、当該利用者の電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「法」という。）第4条第1項の委託に基づき、乙に送信することを申し出ることができるものとする。

2 前項の申出は、インターネットを使用して行うものとする。

3 甲は、次の各号に掲げる日及び時間に甲に到達した第1項の申出について、登記情報を提供するものとする。

(1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除いた日

午前8時30分から午後11時までの間（照会番号に係る登記情報が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成12年政令第177号）第6号の情報（地図、建物所在図、地図に準ずる図面及び不動産登記令（平成16年政令第379号）第21条第1項に規定する図面（以下「地図及び図面」という。）が記録されたファイルに記録された情報）の場合は午前8時30分から午後9時までの間）

(2) 土曜日及び日曜日並びに休日

午前8時30分から午後6時までの間（照会番号に係る登記情報が地図及び図面が記録されたファイルに記録された情報の場合は除く。）

4 前項の規定にかかわらず、1月1日から3日までの間及び12月29日から31日までの間は、甲は第1項の申出を受け付けないものとする。

また、前項に掲げる日及び時間のうち、システムメンテナンス等により第1項の申出を受け付けることができない場合については、あらかじめ甲の管理するホームページにその日時を掲載するものとする。

5 甲は、次の各号に掲げる場合を除き、第1項の申出を承諾するものとする。

(1) 甲が登記情報提供サービスの全部又は一部を休止している場合

(2) 甲が登記情報提供サービスの全部又は一部を停止している場合

(3) 当該申出が、当該申出に係る照会番号についての約款第8条第10項の交付のときから100日を超えて行われた場合（交付日の翌日から起算する。）

(4) 当該申出が、一つの照会番号について2回以上の使用に係るものである場合

6 甲は、第1項の申出を承諾したときは、法第4条第2項に基づき、直ちに、当該申出に係る登記情報の提供の請求を行うものとする。

7 甲は、前項の請求の結果、当該申出に係る登記情報の提供を受けたときは、直ちに、乙に対し、当該登記情報をインターネットを使用して送信するものとする。

8 この協定に基づき登記情報の提供を受けるために乙が必要とする装置（ソフトウェアを含む。）に関する費用及びインターネットプロバイダーとの契約に関する費用その他一切の費用は、乙が負担するものとする。

(乙による解約)

第4条 乙は、いつでも、この協定を解約することができるものとする。

2 乙は、この協定を解約するときは、速やかに、甲に対し、その旨を通知するものとする。

(協定の終了)

第5条 この協定は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了する。

(1) 甲が法第7条の規定により業務の廃止について法務大臣の許可を受けたとき。

(2) 甲が法第13条第1項の規定により登記情報提供業務を行う者の指定を取り消されたとき。

(協定の内容と変更)

第6条 甲と乙は、協定の内容の変更を行う必要が生じた場合は、それぞれ相手方と協議の上、この協定の内容を変更することができるものとする。なお、この場合には、書面により変更の内容を確認するものとする。

(協定の遵守)

第7条 甲と乙は、この協定を遵守するものとする。

(疑義についての協議)

第8条 甲と乙は、この協定書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議し、決定するものとする。

この協定締結の証として、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都千代田区内神田一丁目13番7号
一般財団法人 民事法務協会
代表理事

乙